

社会福祉法人はらからの家福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はらからの家福社会（以下「この法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員（理事及び監事）の年度報酬総額は1,000,000円を上限とする。

- 2 評議員の年度報酬総額は100,000円を上限とする。
- 3 役員（理事及び監事）及び評議員が理事会及び評議員会に出席した場合は、源泉所得税を控除して、その都度2,000円を支払うことができる。
- 4 役員（理事及び監事）は、その職務に対し源泉所得税を控除して日額5,000円を支払うことができる。
- 5 4項で支払う金額は、源泉所得税を控除して1カ月あたり15,000円を上限とする。
- 6 監事が法人及び施設の監査にあたった場合は、源泉所得税を控除して10,000円を支払うことができる。

(旅費)

第3条 役員（理事及び監事）及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、交通費の実費を旅費として支払うことができる。

- 2 役員（理事及び監事）が法人及び事業運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、交通費の実費を旅費として支払うことができる。
- 3 監事が法人及び施設の監査にあたった場合は、交通費の実費を旅費として支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 役員等が業務により出張する場合は、下記により旅費等を支払うことができる。

(1) 宿泊料は実費精算とし、上限を一夜につき10,000円とする。

(2) 鉄道・船舶・航空・車料金として必要な交通費

- 2 原則として出張終了後支払う事とするが、必要により事前に概算額を支払い出張終了後清算することができる。

(費用弁償)

第5条 役員等がその職務の執行に当たり負担した費用は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支払う。

(報酬支払方法)

第6条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第7条 この法人の職員を兼務する役員及び評議員選任・解任委員はこの規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成17年 3月26日改正 平成17年 4月 1日より施行する。

この規程は平成18年 9月16日改正 平成18年10月 1日より実施する。

この規定は平成22年10月22日改正 平成22年11月 1日より実施する。

この規程は平成25年10月18日改正 平成25年11月 1日より実施する。

この規程は平成29年 6月15日改正 平成29年 7月 1日より実施する。

この規程は平成31年 3月28日改正 平成31年 4月 1日より実施する。

この規程は令和2年11月 5日改正 令和2年12月 1日より実施する。

この規程は令和3年 6月24日改正 令和3年 8月 2日より実施する。